

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	上位目標：ミャンマーの少数民族支配地域において、換金作物生産による農業育成を通して、住民生活の向上と支配地域の生活環境全般の向上を実現する。 上位目標に対して第1期には4箇所に農業改良普及所を建設したが、第2期においてはハード面では、それぞれの普及所の必要に応じてポンプやソーラーパネルの設置やミーティングホール建設など、農業環境及び研修環境の充実化を進めた。ソフト面では、第1期に引き続き各普及所で有機農業やソーラーパネル等を用いた環境保全型農業に関する研修を行なったほか、修了生らの帰還先での研修内容普及活動を支援・促進すべく、フォローアップ事業を行なった。また、第1期に引き続きパイロット農場にて換金作物の試験栽培を行い、気候や土壌に適した農作物やその育成方法への理解を深め、農作物の市場価値の向上を図った。 このように第2期では、第1期に引き続き普及所の改善を通じ農業育成の物理的かつ制度的基盤を強化するとともに、「研修終了者の地域リーダーへの育成」「より市場価値のある農業作物の探求」「研修生以外の地域住民への農業知識・技術の普及」という、援助に依存しない地域住民自身による自立的・持続的な生活向上メカニズムの創出に必要な社会的なシステムの基盤構築を行なった。
(2) 事業内容	(ア 農業改良普及所(4箇所)における農業研修の実施) 第1期には、産業用ヘンプ(麻)、楮、綿花など換金作物の栽培技術指導及び肥料・農薬などの技術指導、販路開拓のための指導を実施する為に、ミャンマー・モン州(バラートンパイ)、ミャンマー・カレン州(ニャリアタ)、ミャンマー・カレニー州(ニヤム)、ミャンマー・シャン州(ドイ・トク・モク)の四箇所に農業改良普及所を建設・設置した。 第2期では、これらの普及所のポンプやソーラーパネルなどの設備整備を進めたほか、農業専門家を派遣し、2014年6月上旬から2015年1月上旬にかけて農業研修を実施した(N連第1期からの継続研修)。本事業は、将来的に帰還先での指導的役割を果たせるレベルでの有機農業や環境保全型農業等の理論と実践方法の獲得を目指したものであり、研修内容は農作物や肥料に関する知識の獲得、化学農薬の危険性の理解と環境保全型農業の知識の獲得(例:ハーブを用いた殺虫剤の作成方法)、効果的な農地の利用方法など多岐にわたる。一部の研修生には環

	境保全型農業に対する理解不足やモチベーション不足、規律を守らないなどの問題もあったが、専門家との協力や研修生間のコミュニケーションの活発化等を通じ、これらの問題の改善を図った。2015 年 1 月からは、全地域のスタッフを対象として、次期の研修の充実化のためのトレーナーズトレーニングをシャン州にて行なった。2015 年 3 月からは、研修終了生の帰還地にてフォローアップ事業として、研修生以外に対しても農業知識・技術の普及を行なうとともに、研修終了生が研修で培った知識の帰還先での普及をはかる上で必要な現地情報の獲得や普及方法の研鑽などを行なった。2015 年 6 月からは、106 名(男 75 名、女 31 名)の新たな研修生を迎え第二期の農業研修を開始している(N 連第 3 期までの帰属事業)。なお、農業研修所の様子をまとめた動画を弊団体の HP にて近日中に公開予定である。 (イ パイロット農場における楮・ワサビ等計画栽培指導の実施) 第 1 期では、換金作物の栽培技術および販路開拓を実施するため、特に楮についてのパイロット農場の整備を行なった。 第 2 期では、第 1 期で整備したパイロット農場において楮や綿花、ゴマ等の栽培を行なった(一部自己資金による)。第 2 期はこれまでの経験から、土壌や気候に適した作物の選択方法や種まきの時期などの育成方法に対する理解が深まったため、例えば今期中間報告までの期間において、うまく栽培できなかったゴマを順調に育成することができた。
(3) 達成された成果	1. 農業改良普及所について (1) 成果を図る基準 研修参加者の理論と実践技術に関する理解度 普及所での研修に参加した研修生は、全普及所を合わせて 2 期合わせて 173 名であった。また、普及所で研修後に行なったテスト結果では、4 州合計での正答率はおおよそ 7 割であった。各州ごとに見ると記述式では正答率が落ちる場合でも、実施試験や口頭試問では弊団体が求める基準以上の正答率を達成しているところが多く、研修内容を座学としてではなく、実践に活かせるレベルでは体得していると考えられる。正答率のふるわないモン州の研修所であるが、その理由の一つはモン州における「農作業」という行為の社会的な意味づけ、いわば文化レベルにあることが明らかになってきた。そのため、モン州に関しては、中本事務局長から研修者への訓辞と説明を再度行うとともに、今後の研修のあり方について考えるなど、フォロー作業を行った。

	(2) 研修に参加した者による帰還後の少数民族への指導件数と内容 研修修了生の帰還先で行なったフォローアップ事業による直接・間接裨益者は合計約 960 人に及ぶ(添付書類「フォローアップ完了報告書一付属資料 2」参照)。参加者からは、フォローアップ事業への参加者のうち、約 3 割が女性であったことや、参加者の大半が 30 歳未満であり将来の地域経済の担い手であること、現在の職業が農民以外の参加者が約 3 割に及んだこと等であったことから、本事業は単に参加者数という点だけではなく、「女性の社会進出」「地域経済の担い手の育成」「農業事業への新規参入者層の拡大」など、農業教育を通じ援助に依存しない社会システムの創出に一定の効果があったと考えられる。 2. パイロット農場について パイロット農場では、本事業への理解を深める一環として、生産物の一部を地域住民に無償配布した。生産物を市場に卸し売りをしたことによって得られた現金収入は、8 ヶ月で合計 36,426US ドルであった。これは、研修生一人あたりに換算すると、収入月額は平均 68US ドルとなり、本事業の目標の一つ「現金所得がない研修生が 4 割という現状を 0%にする」を達成できた。OECD(経済協力開発機構)の報告書によると、ミャンマーの一人あたりの農業所得は年間 200US ドル(月間 16.6US ドル)であり、本事業は十分に成果を上げているといえる。
(4) 持続発展性	本事業の中心的活動の一つは人材育成であるが、第 2 期では、フォローアップ事業において、1) 研修修了者が次期農業専門家として各自が帰還地にて農業普及活動を行うための実践的な訓練を行ったこと、2) 現地住民を対象とした研修を行うことで有機農法に対する一定の理解を得たこと、などを通じ、将来的に各地で農業普及活動を持続・発展させていく基礎を築いた。 各普及所の生産物(農産物及び肥料などの農業関連商品)は、単に現金収入をもたらすだけではなく、その一部を水源等を共有している普及所周辺の住民に配布することで、本事業の維持・発展に不可欠な彼らの理解を以前よりも深め、農業普及活動を持続発展的に実践していくための社会基盤作成に寄与している。というのも有機農法への理解の高まりは、長期的には有機農法による生産物の市場価値を相対的に高め、有機農法の専門家のニーズを生み出すからである。 タイ日教育開発は、事業終了後には、現地提携団体であるメコン流域圏農業・教育開発センター及びタイ日教育開発財団に対して施設の

	運営・管理を委託するとともに、施設を各 CBO に譲渡することを前提として、現地コミュニティ、ミャンマー政府ならびに少数民族政府と MOU の交換を含め連絡調整を行ってきており、事業終了後も引き続き現地政府機関を始めとする各団体の管轄の元で有機農法の普及、それを通じた次世代の人材育成ならびに援助に依存しない自律的コミュニティの創設を行なっていく予定である。
--	--